

み
う
れ
い
く

社会人前教育研修

随时、研修の申し込みを受け付けております。

労働講座の様子

鳥取短期大学にて

米子工業高等専門学校にて

鳥取緑風高校にて

消費者講座の様子

鳥取城北高校にて

鳥取工業高校にて

目次

「高校生のための消費者講座」実施状況	P2
若者の社会人前教育研修「労働講座」実施状況	P2
カウンセラーによる『こころの相談会』活動報告	P3
西部労福協第47回定期総会に参加して	P3
第63回 鳥取県勤労者美術展	P4
第27回 囲碁・将棋大会結果表	P5
2016年度 勤労者福祉に関する鳥取県への要請について	P6-7
事業団体からのお知らせ	P8

「高校生のための消費者講座」実施状況

2016年度も、鳥取県労働者福祉協議会の事業である「高校生のための消費者講座」を中国労働金庫鳥取県下の営業店の協力により、東部・西部の各学校で開催しました。

若手職員を中心に講師を務め、パワーポイントやDVDを使いながら、「契約とは?」「お金を借りる時の注意点」「金利について」など高校生にわかりやすく説明し、有意義な講座となりました。



実施日	学校名	講師名	参加人数	時間
2016年 11月 9日	鳥取大学附属特別支援学校	松重 光貴	6名	90分間
2016年 12月 7日	鳥取城北高校	松重 光貴	20名	90分間
2016年 12月 7日	鳥取工業高校	佐藤 遼太	40名	50分間
2016年 12月 8日	鳥取工業高校	横関 圭佑	89名	50分間
2016年 12月 8日	境高校	花田 隆	200名	60分間
2016年 12月21日	鳥取城北高校	湯原 舞	33名	90分間

若者の社会人前教育研修「労働講座」実施状況



米子工業高等専門学校

今年度も、県内の高校や短大・高専等へ出前労働講座に行ってきました。

労働法はなじみが薄く、難しい印象があるので、○×のクイズを入れたり、THE社会人の冊子を見てもらったりしながら、働くときのルールを説明しました。

参加された生徒や学生からは、「給料・残業手当や有休のことがわかつてよかったです」、「社会に出るまでに知っておいてよかったです」などの声を聞くことができました。これから社会人となる若者が、働くルールを知り、安心して気持ちよく働いてほしいと願っています。

実施日	学校名	講演の内容	講師名	人数
6月23日	米子工業高等専門学校	知っておこう!働くときの法律	新井英津子	38
11月17日	産業人材育成センター米子校	応募書類の書き方 & 面接のポイント	新井英津子	8
1月16日	鳥取短期大学国際交流学科	知っておこう働くときのルール	新麗子	33
1月16日	産業人材育成センター米子校	社会人の基礎知識 & 好印象の面接ポイント	新井、湯浅	22
1月27日	鳥取緑風高校(昼間部)	働くときの基本ルール	鈴木直子	45
1月27日	鳥取緑風高校(夜間部)	働くときの基本ルール	鈴木直子	14
1月30日	鳥取湖陵高校	社会に出たとき役立つ知識と知恵	中西、湯原	75
2月 2日	米子工業高等専門学校	知っておこう!働くときの法律	新井英津子	79
2月11日	米子聖園天使園	働くということは～社会人のマナーときまり～	新井英津子	10

ライフサポートセンターとつとり

カウンセラーによる『こころの相談会』活動報告

2017年2月開催

今年で7年目となる産業カウンセラーの有志によるこころの相談会を開催しました。今年は大雪のため倉吉会場を中止し、鳥取と米子の2会場で実施しました。相談は2会場で合計17件あり、述べ16名の産業カウンセラーで対応しました。

	鳥取会場	倉吉(中止)	米子会場
場 所	県立図書館	倉吉交流プラザ	米子コンベンションセンター
開 催 日	2月19日(日)	2月12日(日)	2月19日(日)
産業カウンセラー	8名	—	8名
相談件数	6件	(予約6件)	11件

相談内容は、自分のことや家族のことや悩んでいるという方が大半で、お孫さんのことを心配して祖母が相談されるケースも見られました。また医療機関に受診しても主治医がきちんと話をきいてくれないと訴えられる方もおられました。

こころの相談会の必要性を感じる中で、産業カウンセラーの質の向上が求められています。自分の能力を知り、支援ではなく、相談者がまだ気づいていない感情や物事の捉え方に気づけるよう、寄り添っていくことのできるカウンセリングを目指していきたいと思っています。今後も仲間とともに自己研さんしていきたいと感じています。



鳥取会場の参加者



米子会場の参加者



西部労福協第47回定期総会に参加して

2017年2月16日(木)に山口市の「ホテルかめ福」において開催された。

山口県労福協の古都専務理事の開会あいさつで始まり、議長に山口の杉本郁夫代議員が選出された後に西部労福協の杉本宗之会長が、中央労福協を中心として取り組んだ「奨学金問題」が少しづつではあるが動き出したので気を緩めず進めていく必要があるとのあいさつがあった。続いて来賓の中央労福協花井事務局長、中野山口県商工労働部審議官、渡辺山口市長、中繁連合山口会長、石井中国労金理事長より順次あいさつを受けた後に1号議案から6号議案まで審議され満場一致で承認され総会は終了した。

休憩後に記念講演として「子供の貧困に取り組む」と題してNPO法人山口せわやきネットワークこども明日香プロジェクト代表の児玉頼幸さんの講演があった。児玉代表は山口県の職員で、福祉関連の部署に携わりながらNPO法人の代表を平成20年からされている。親から子へ貧困が連鎖する実態を目の当たりにして、「生まれ育った環境のために学ぶことができない子、お腹いっぱい食べられない子、居場所がない子、そんな子どもをゼロにしたい」とNPO法人を立ち上げた経緯や現在行っている学習支援・生活支援・居場所づくりについての話もされた。無料学習塾と昼食、子ども食堂、下校後の安心出来る場所づくりなど多くの活動を展開されている。地域のヒト・モノ・カネを結びつけるとともに、募金、財団基金、行政からの委託などの資金確保も行いながら全国のモデルになれるようにとの力強い講演であった。



第63回 鳥取県勤労者美術展

会期 2017年1月15日(日)~1月22日(日)

会場 とりぎん文化会館 展示室

出品数 写真82点、洋画39点、日本画14点、書道23点、熱中展4点

鳥取県知事賞



写真部門



洋画部門



日本画部門



「錢起詩」

河田 桂山 様(鳥取市)

「尖った光景」
岩崎 瑞枝 様(米子市)

「神戸の祈り」
中村 ヒトシ 様(鳥取市)

「夏日」
徳田 三凌 様(鳥取市)

書道部門

鳥取県労働者福祉協議会理事長賞



写真部門



洋画部門



日本画部門



「李白詩」

中林 静雲 様(鳥取市)

「髪飾り」
國頭 晉一郎 様(伯耆町)

「雪解けの街路」
金宮 勝洋 様(鳥取市)

「苔寺の一隅」
賀川 蓼雲 様(八頭町)

書道部門

第63回鳥取県勤労者美術展 表彰者一覧

鳥取県経営者協会会長賞			
写 真	男衆	中村 武 様	倉吉市
写 真	朱扇	武部 功 様	鳥取市
洋 画	華	足立多津子 様	境港市
書 道	玉つさの	井上 惺 様	鳥取市
鳥取県商工会議所連合会賞			
写 真	Good night	鈴木 新吉 様	鳥取市
写 真	Cinema Screen	津村 瞳男 様	湯梨浜町
写 真	幻	町田 實 様	米子市
洋 画	小雨の中	谷口 正幸 様	鳥取市
鳥取県商工会連合会長賞			
写 真	初冬の日差し	山本 静恵 様	南部町
写 真	サマーバラダイス	瀬田 和男 様	鳥取市
写 真	赤と青の憂鬱	井上 英明 様	北栄町
洋 画	イン・マイ・ライフ	原 光太郎 様	米子市
鳥取県中小企業団体中央会賞			
写 真	流れ来たる者	石丸なつ子 様	米子市
写 真	風を感じて	長谷川利子 様	日野町
写 真	出藍の晝れ	泉 大志郎 様	米子市
洋 画	震度6弱	市場富士枝 様	倉吉市

中国労働金庫鳥取県営業本部本部長賞			
写 真	視線	八原 皓晃 様	米子市
写 真	陽光	山本 孝之 様	境港市
洋 画	未来と森	HARU 様	鳥取市
日本画	さあ、めしあがれ	森脇 史子 様	鳥取市
全労済鳥取県本部本部長賞			
写 真	大地の記憶	田中 敏一 様	鳥取市
写 真	September	吉信 菊美 様	倉吉市
洋 画	花	三田 直水 様	鳥取市
書 道	尊開柏葉酒	小久江 美佐子 様	鳥取市
連合鳥取会長賞			
写 真	ナイスキャッチ	岩崎 義幸 様	鳥取市
洋 画	天空悠久	仲間 裕子 様	鳥取市
日本画	渓流	古田 啓子 様	鳥取市
書 道	ほし 金子みすず「星とたんぽぽ」より	米原 寿亭 様	倉吉市



作品数182点(写真82点、洋画39点、日本画14点、書道23点、熱中展4点)の出品をいただきました。

また、会期中には今年も県内外から1,000人を超えるご来場者にご観覧いただき盛大に開催することができました。開催にあたり多くの皆様にご協力をいただき感謝申し上げます。

来年度は、中部地区での開催予定です。何卒お力添えを賜りますようよろしくお願ひいたします。

第27回囲碁・将棋大会 結果表

◇開催日時／2017年2月5日(日) 受付10:00～ ◇開催場所／まなびタウンとうはく

囲碁の部

優 勝 鳥取県職連合東部支部(東部)

準優勝 情報労連NTT労組B(西部)

第3位 情報労連NTT労組A(西部)



将棋の部

優 勝 鳥取県職連合東部支部(東部)

準優勝 鳥取市役所職員労組(東部)

第3位 大山町職員労組A(西部)

第3位 米子市職員労組A(西部)



2016年度労働者福祉に関する鳥取県への要請について

労働者福祉行政の充実について県行政へ要請書を提出しました。

◆要請書提出日 2016年12月6日(火)

◆県からの回答日 2017年2月15日(水)

以下、要請事項と回答です。

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成28年度)

要請事項	担当部局	回答
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について	・商工労働部(雇用人材局 労働政策課)	<p>一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会に対しては、鳥取県労働者福祉協議会補助金として、「鳥取県労働者スポーツ祭典」や「労働者美術展」など労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところ。また、「THE社会人」の作成についても財政的支援を継続し、平成28年度も引き続き県教育委員会高等学校課とも連携して、ミニ冊子「THE社会人基礎編」を県内の高校3年生に配布した。「THE社会人」を企業の研修でも活用していただき、若者の早期離職防止に向けた取り組みをしている。</p> <p>今後も、事業の費用対効果も検証しながら、引き続き財政支援を図っていきたい。</p>
(1) 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)は、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて活動を展開しています。また、労働・生活全般の相談のワンストップ解決サービスを目的とする「ライフサポートセンター」と「相談」を受け付けています。厳しい社会経済・雇用環境のもと、相談者からの相談内容は複雑化してきており、相談体制のネットワーク強化が必要となっています。つきましては、鳥取県労福協に対し、県内労働者の自主福祉運動の推進及び発展に繋げていく活動への連携を深めていただくとともに、財政の支援を引き続きお願いしたい。	・商工労働部(雇用人材局 労働政策課)	H27年度のみなくるでの労働相談件数は2,586件でそのうち労働条件に関する相談は1,259件と年々増加している。相談体制の他機関との連携では、ハローワークやライフサポートセンターなどから受けた相談は292件、反対にみなくるから他機関を紹介した件数は277件である。複雑化する労働問題解決に向けて、今後も労働相談等のサービス向上を図るために、どのようなニーズがあるか関係機関と意見交換を行いながら連携と協力を努めたい。
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について	・生活環境部(消費生活センター)	<p>本県では、平成28年3月に策定した「鳥取県消費者教育推進計画」の重点項目として、「消費生活センターを中心とした消費者教育の意義の普及」、「小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進」、「高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり」を掲げ、幼児期から高齢期まで各世代に対する消費者教育を推進するとともに、住民に身近な地域や学校等に様々な情報を提供したり、消費者教育の扱い手を支援したりすることで、県民一人一人が自立した消費者になることを目指すとともに、地域の消費者が学び合い、ともに支え合う地域づくりを推進している。</p> <p>消費者教育の意義の普及については、これまでの「被害に遭わない消費者」の教育にとどまらず、社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関わる「消費者市民社会の形成に寄与する消費者」を育成するため、「人や社会、環境など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動」について、未来を担う子供たちを中心に、その家族や一般県民を対象とした普及啓発の取組を展開する。</p> <p>高齢者、障がい者等の消費者トラブルを防止するためには、様々な媒体を活用した積極的な啓発と併せ、家族や地域による見守りネットワークの構築が重要だと考えており、平成28年度に、県内のタクシードライバー向けに「特殊詐欺被害防止テキスト」を作成・配布するとともに、「特殊詐欺を防ぐ地域モデル事業」を市街地と中山間地域のそれぞれの社会福祉協議会、自治会に委託し、地域の特性に応じた高齢者等を見守る体制を構築するための取組を実施してきた。平成29年度には、「特殊詐欺被害防止テキスト」を広く一般県民に活用して頂くよう内容を拡充し、モデル事業についても、取組の成果を全県に広げていくこととしている。</p>
(1) 「鳥取県消費者教育推進計画」が策定され、消費者教育の意義・推進内容が示されました。消費生活センターと市町村・関係団体が連携して、普及・啓発活動の役割を十分に果たしていくことにより「消費者の権利」が遂行されていると考えます。消費者被害を防ぐ仕組みが機能していくために、あらゆる世代に対して積極的な消費者教育の推進によって充実を図られたい。	・地域振興部(教育・学術振興課) ・生活環境部(消費生活センター) ・教育委員会(高等学校課)	<p>幼児期から高齢期まで、各ライフステージに様々な場で実施される消費者教育が、個別的・ピンポイントのような取組ではなく、体系的に関連性・継続性・発展性を持って次のライフステージにバトンタッチできるよう、消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」を関係者で共有しながら消費者教育を推進している。</p> <p>消費生活センターでは、ラジオ、新聞等様々なツールを活用し広く県民に情報提供を行うほか、県内の大学等と連携し「くらしの経済・法律講座」を開催し、20歳前後の若者をはじめ、広く一般県民に対し消費者問題に関する知識を体系的に学習する機会を提供している。</p> <p>また、平成26年度に実施した「消費者教育に関する教育機関の実態調査」で学校側から「指導方法が分からない」、「利用できる教材が少ない」等の意見が寄せられたため、平成28年度から消費者教育支援員を1名配置し、学校現場等との調整や情報提供を行うとともに、教師等と指導方法や教材等について開発するワーキングチームを新設し、より一層の消費者教育の推進に取り組んでいる。</p> <p>さらに、消費者教育支援員は児童から高校生に対しても、金融・悪質商法対策、エシカル消費(環境・社会・地域などを思いやる消費)など、消費者生活に関する知識を習得できる啓発講座を「とっとり消費者大学」として展開している。</p> <p>平成29年度には鳥取県金融広報委員会や教育委員会等と連携し、社会人になる前の高校生や大学生等を対象にした金融トラブル等の消費者問題に関する知識を習得できる講座を開催するよう計画している。</p> <p>○県立高校では消費者被害に遭わなかったために公民科や家庭科の授業でも学習しているところであるが、そのほかにも総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用し、全高校で「生徒と社会がつながる教育推進事業」の中で、主に2、3年生を対象として司法書士会、社会保険労務士会等の外部講師により、消費者講座や働くときの基礎知識等について学習している。</p> <p>○県内すべての私立高校において、消費者教育等を実施されている。</p> <p>〔実施の例〕 ○鳥取城北高校3年生 講演 高校生のための「消費者教育社会人教育研修」 内容 ローンやクレジットカード等の問題点や活用等について学ぶ ○米子松蔭高校 1、3年生 内容 消費者トラブル、契約、持続可能な社会のための消費活動について学ぶ</p>



要請事項	担当部局	回答
3. 格差・貧困社会の是正・セーフティネットの強化に関する要請について		
(1) 生活困窮者や複合的に課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的な支援」といった本来の趣旨・理念の徹底を関係部署・団体に対して図られたい。その上で、福祉分野にとどまらず、ワンストップで対応し問題解決できる部局横断的かつ総合的に取り組む体制や官民協同の幅広いネットワークを構築されたい。	・福祉保健部(福祉保健課)	県全体の生活困窮者自立支援を推進するため、「生活困窮者自立支援制度の促進に資するパックアップ事業」により鳥取県社会福祉協議会と連携して市町村の後方支援やネットワークづくりに取り組んでいる。今後も、生活困窮者自立支援制度の趣旨・理念を踏まえた相談支援体制や各分野とのネットワークの形成に取り組みたい。 また、地域住民を含めた民間活動との協働体制強化や複合的な課題を抱える世帯に対する包括的支援体制の整備など、互助と公助の強化によるセーフティネット形成による地域づくりに取り組んでいきたいと考えている。
(2) 改正生活保護法運用にあたっては、実施機関に対して生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう徹底されたい。また、生活保護制度を広く住人に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口に設置するなど、誰もが利用しやすい制度にしていただきたい。	・福祉保健部(福祉監査指導課)	保護の開始申請等における相談に当たっては、厚生労働省からの通知により、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為を厳しく慎むこととされている。また、相談対応の留意点及び、パンフレット(生活保護のしおり)の窓口設置等については、担当者会議、施行事務監査において周知を図っている。
(3) 申請等に関する苦情や相談、不服申し立て(審査請求)を受け付け、調査権と行政への勧告権を持つ「第三者機関」の設置を検討されたい。	・福祉保健部(福祉監査指導課)	苦情相談等については、行政機関等の相談窓口や既存の不服申立制度を活用されたい。
(4) 生活困窮者自立支援制度において、就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化はかかるとともに、就労の受け皿となる企業、協同組合、NPOへの支援を進めるよう市町村、関係団体に対して指導されたい。また、支援対象者を経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応を図られたい。	・福祉保健部(福祉保健課)	県全体の生活困窮者自立支援を推進するため、「生活困窮者自立支援制度の促進に資するパックアップ事業」により鳥取県社会福祉協議会と連携して市町村の後方支援やネットワークづくりに取り組んでいる。その中で、生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業の協力事業所の開拓にも取り組んでいるところである。 なお、生活困窮者自立支援制度の他、若者やひきこもり、障がい者等の各分野においても、直ちに就職することがむずかしい就職困難者への支援を実施している。この就職困難者への支援過程である「中間的就労支援」を分野横断的に推進していくため、今年度9月補正予算において「低所得者等に係る中間的就労支援推進事業」を開始し、企業等事業所の開拓や開拓事業所との連携等について、課題共有やノウハウ向上に取り組んでいるところである。 また、生活困窮者自立支援制度においては、困難を抱える方は経済的困窮や孤立状況が背景にあることが多いという認識のもとでアウトリーチも含めた相談支援を行える体制づくり、地域づくりが必要とされている。今後も、市町村との情報交換や連絡会議、研修会等を通じて取り組んでいきたい。
(5) 大学を卒業した後、雇用形態や低収入によって、奨学生の返済に苦しみ、社会的・経済的な両面で生活環境に影響が出ている状況が大きな問題となっています。「ニッポン一億総活躍プラン」に給付型奨学生の創設に向けた検討を進めることができになりました。ただし、まだ実施が確定したわけではなく、対象者(規模)や財源などはこれからです。 現状を踏まえ、給付型奨学生制度の早期実現、対象者を広げた制度となるように国に要請されたい。また、所得運動型返済制度の創設においても、年収が低いには返還を求めるなど利用者負担の少ない制度となるよう要請されたい。	・教育委員会(人権教育課)	・給付型奨学生の創設については、平成28年7月に国に要望したところであり、その後国において検討が進められ、平成28年12月にその概要が示された。 ・選考基準等の制度の詳細が今後示される予定であるため、その動向を見守ることとした。 ・また、給付型奨学生制度創設の要望に併せて、無利子奨学生の拡充、奨学生の減額返還制度や返還期限の猶予・免除制度の拡充等の対策を講じることについても国へ要望した。
(6) 県におかれては、国の奨学生制度を補う観点から医師、看護師等の特定職種で県内就業年数に応じた「返還免除制度」が設けられているが、職種を限定しない制度の創設によって雇用の拡大も図られたい。	・商工労働部(雇用人材局就業支援課)	県では、平成27年度に鳥取県未来人材育成奨学生支援事業を創設し、県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学生返還を助成する制度を設けた。対象業種については、国の制度により、産業界の意見を聞きながら、国と協議を行い選定を行うことが求められており、平成27年度は製造業、IT企業、薬剤師の職域でスタートし、平成28年度は建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業を拡充、平成29年度は民間の保育士・幼稚園教諭への拡充を検討している。
4. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について		
(1) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、自治体・事業主の役割・責務等の明確化、ワーク・ライフ・バランスの推進、関連施策との関係整備等はかかる観点から、法制化を図るよう国に要請されたい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)	国が「働き方改革実現会議」を開催し、同一労働同一賃金や長時間労働の是正などに取り組んでいるところであり、この働き方改革が福祉格差の是正にも資すると考える。労働法制については、国で議論されるところであり、今後の動向に注視していきたい。
(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を推進するとともに、勤労者の暮らしと福祉に関する総合福祉センターも展望し、魅力あるサービス内容を提供していくために、県として積極的な役割を發揮され、市町村のサービスセンター支援に対して指導を強化され、未設置エリアの解消にご尽力いただきたい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)	中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国庫補助は、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」を受けて、労働保険特別会計の見直しが行われた結果、平成18年度をもって廃止された。中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は勤労者福祉向上の觀点からも望ましいことである。現在、鳥取と米子の各センターへは、それぞれ鳥取市・米子市が補助金で支援を継続しているところであるが、財政面を含めた効果的な運営について、今後もセンターと関係市町村が主体的に連携して取り組むことを期待したい。 未設置エリアとなっている県中部地域については、鳥取市・米子市の取り組みの周知に努めたい。
5. 鳥取県中部地震の被災者支援について		
(1) 10月21日に中部で大地震が起き、住宅被害は10,000棟にも及び、各施設等も大変な被害を負いました。災害当初から県、被災地自治体におかれましては迅速な被災者支援、復旧対策等進めていただきましたことにお礼申し上げます。これから本格的な復興・再生に向けての取り組みが必要でありますか、被災地・被災者ごとのニーズを集約し施策に反映させ、きめ細かな情報収集・提供や総合相談の体制を整備されるよう要望します。	・元気づくり総本部(県民課)	被災者や被災事業者向けの支援制度・相談窓口について取りまとめたパンフレットを作成し、市町や県ホームページ、金融機関の窓口での配架等を通じて周知しています。 また、被災者の住宅復旧・生活再建などに向けたさまざま相談を受けるため、11月20日に中部総合事務所内に県民向けの中部地震総合支援相談窓口を設置するとともに、11月21日には復興に向けた支援策を推進する「鳥取県中部地震復興本部」を立ち上げました。 併せて、11月24日(木)には倉吉市内(エキバル倉吉)で、弁護士等の士業団体と税務署など国の機関とともに中部地震無料合同相談会を実施し、第2回目の相談会を1月22日(日)に同会場で実施しました。 今後も、市町と連携して被災者の方々の生活再建の段階に応じた相談体制を構築していくように努めています。
(2) 障がい者、高齢者等の災害弱者への避難先・物資・情報の提供を、十分な配慮を進めるとともに、心理ケア等、被災者に寄り添った対応を進めていただくよう要請します。	・福祉保健部(福祉保健課)	災等時に、障がい者、高齢者などを支援者に対して速やかに情報が伝わり、安心して避難所等で生活が送れるように、障がい者団体等からも御意見を伺いながら、県と市町村が協力し要支援者に寄り添った災害対策を検討していきたい。

<ろうきん>の住宅ローン



固定金利選択型 中国ろうきん ホームページ <http://www.chugoku.rokin.or.jp/>

適用金利/年利 3年もの

0.90%~2.70% (基準金利)

適用金利/年利 5年もの

0.90%~2.70% (基準金利)

適用金利/年利 10年もの

0.90%~3.00% (基準金利)

当金庫とのお取引状況等により金利を差し引かせていただきます。

※毎月基準金利の見直しを行い、金利を変更することがあります。表示金利は、2017年2月1日現在。

金利/固定期間	基準金利(年利)	金利A(年利)	金利B(年利)
3年もの	2.70%	0.90%	1.40%
5年もの	2.70%	0.90%	1.30%
10年もの	3.00%	0.90%	1.70%

※お借入れ当初の特約期間中は固定金利となります。特約期間は融資日から初回の約定返済日を起点とし、3年ものについては3年後(5年ものは5年後、10年ものは10年後)の応当日の1ヵ月前の約定返済日までとなります。

※特約期間終了後は、お借入れ当初にご契約いただいた固定金利の特約期間で再特約(自動更新)となります。

※特約期間終了時に<ろうきん>よりご案内しますので、特約期間等の契約変更を希望される場合は変更契約書等をご提出いただくことにより、他の固定期間または労金変動型住宅ローンプライムレートに変更できます。

※固定金利の特約期間中に変動金利を選択することはできません。

※左記の金利は、鳥取県または島根県内の住宅物件を対象といたします。

生協に加入しませんか?

只今 人気商品プレゼントキャンペーン実施中!

4月28日(金)まで!

「人気商品プレゼントキャンペーン」のお問い合わせ先

鳥取県生活協同組合

お問合せセンター **0120-225-196**
月~金/AM8:30~PM9:00 土/AM8:30~PM6:00
インターネットでもご案内しています!とりコープ 検索 <http://www.tottori.coop/>

QRコード

ご加入いただいた方には人気商品を2点プレゼント

※4月はプレゼント内容変更あり

全労済では自賠責共済 自動車損害賠償 責任共済 を取り扱っています!

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。

自賠責共済とは?

自動車損害賠償保険法によって道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)、原付自転車に加入が義務づけられている共済(保険)です。

死亡	最高 3000万円
けが	最高 120万円
後遺障害	程度に応じて 4000万円~75万円



もし自賠責共済(保険)に加入していないと?

未加入で運行した場合、法律により罰せられます。



6ヶ月の範囲内の免許停止(違反点数6点)

+ 1年以下の懲役

または以下の罰金

原付・バイクをお持ちの方は特に注意!

車検制度のない原付・250cc以下のバイクは自賠責共済(保険)の有効期限切れに特に注意が必要です。今一度、有効期限のご確認を!



マイカー共済とあわせてのご加入をおすすめします。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。

保障のことなら
全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、労利を目的しない保険の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員にすれば、吉種共済をご利用いただけます。

お問合せ先

全労済 鳥取県本部
(鳥取県共済生活協同組合)

住所:鳥取市扇町14

電話:0857-22-8234

発行責任者 安長章 編集責任者 田中良憲 編集委員 奥田康寛・澤北和彦・山根美奈・谷口美紀
発行日 二〇一七年三月 発行 鳥取市天神町三〇番地五 (一財)鳥取県労働者福祉協議会 第294号

TEL:(0857)22-8234

